

# 「届出済シール」の交付について

建設リサイクル法の対象建設工事届出制度については、平成 15 年 10 月 1 日以降の届出工事から各窓口で「届出済シール」を交付しますので、建設業許可又は解体工事登録の標識に貼付けていただきなすよう、ご理解とご協力をお願いします。

## 1. 交付目的

「届出済シール」の標識への貼付により、建設リサイクル法の分別解体等及び再資源化等の対象工事であることを発注者及び施工者のみではなく第三者にたいしても明確にし、適正な施工、標識の掲示をより確実なものとしします。

## 2. 交付対象工事

届出対象工事ごとに 1 枚交付します。

## 3. 交付の方法

届出対象工事について、届出書の受付時に受付日、受付機関名、受付番号が記載された「届出済シール」を各窓口で交付します。

なお、郵送による届出の場合は、届出書の内容を審査後に「届出済シール」を交付しますので、窓口から連絡を受けた場合は、お手数ですが窓口まで受け取りに来てください。

## 4. 貼付の方法

「届出済シール」は、現場に掲げた建設業許可票又は解体工事業者登録票の左上角に貼付してください。

# 「届出済シール」の標識への貼付について

解体工事等の現場ごとに請負業者の方は、以下のいずれかの標識を掲示しなければなりません。

①「解体工事業者登録票」・・・建設リサイクル法第33条

もしくは

②「建設業許可票」・・・建設業法第40条

建設リサイクル法「届出済シール」は、現場に掲げた①もしくは②の標識の右上角（★印の位置）に貼付してください。

## ■ 標識への貼付箇所

### ① 解体工事業者登録票の場合

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

貼付箇所



### ② 建設業の許可票の場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可 ( ) 第 号		
許可年月日	年 月 日		

貼付箇所

